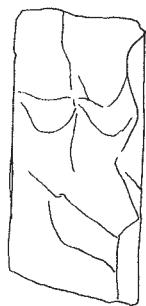
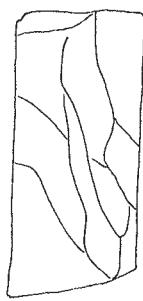


第23号木簡
(縮尺 $\frac{1}{2}$)



ウラ面



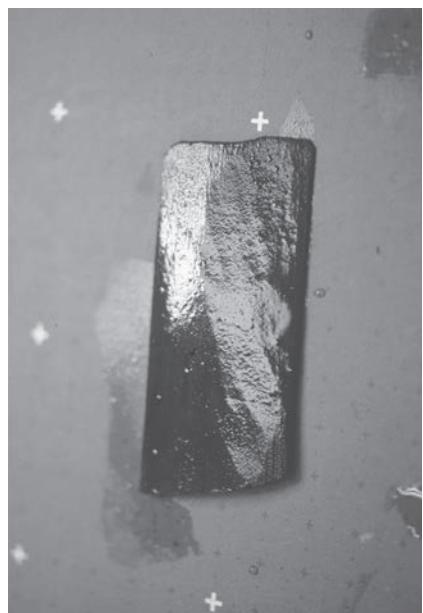
オモテ面



オモテ面文字



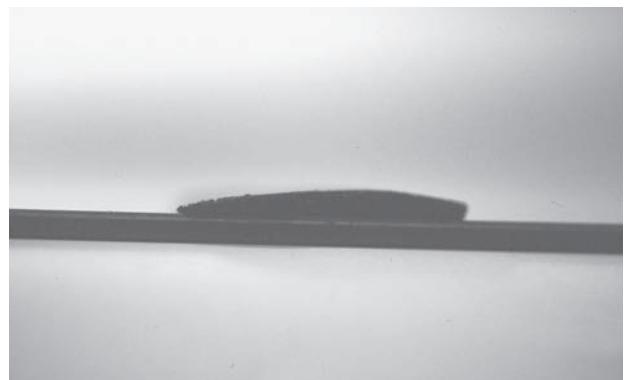
23-B



23-A



23-D

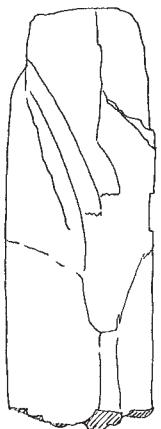


23-C

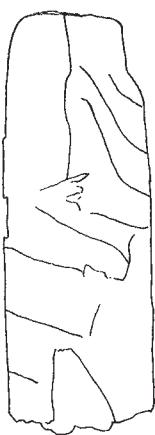
第22号木簡
(縮尺 $\frac{1}{2}$)



オモテ面文字



オモテ面



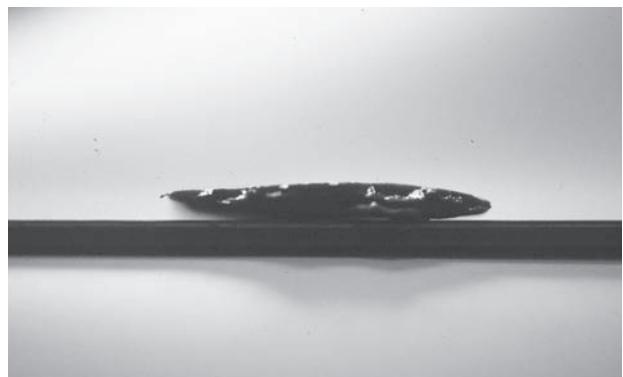
ウラ面



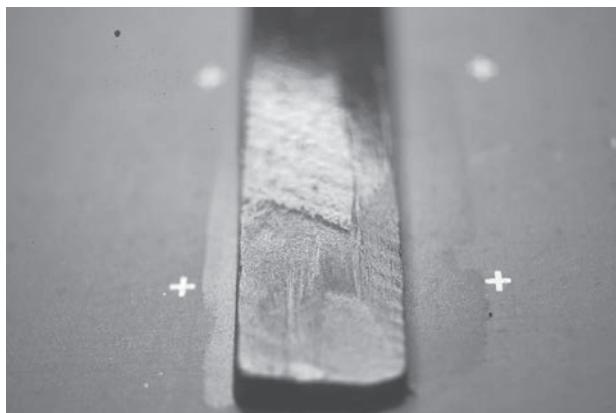
22-B



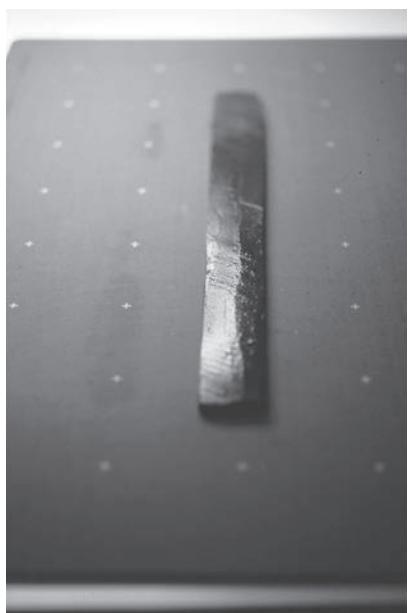
22-A



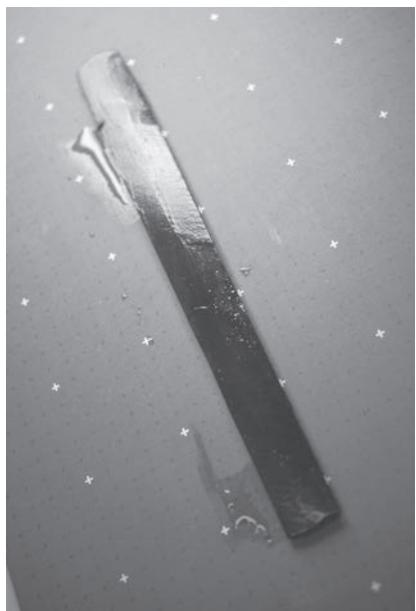
22-C



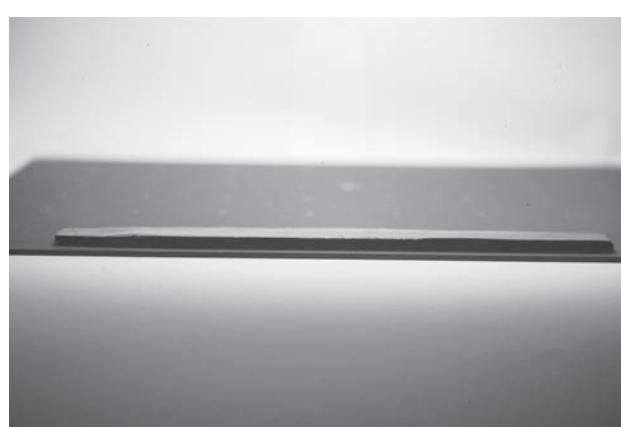
17 - B



17 - A



17 - C



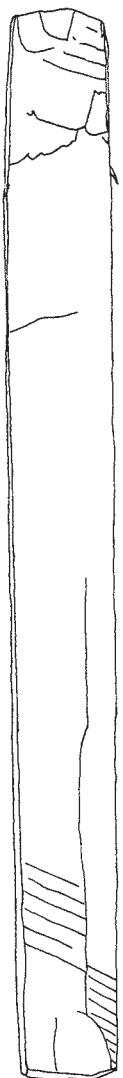
17 - D

第17号木簡
(縮尺 $\frac{1}{2}$)



火頭火土真口レ合
支部廣山 三柳帽子義
字是 司陽や壽日揚
生小吉 一下
草福善 生ヤシヨ成一鬼日大
生小吉 一正月四日 治養千相
手真善

火頭火土真口レ合
支部廣山 三柳帽子義
字是 司陽や壽日揚
生小吉 一下
草福善 生ヤシヨ成一鬼日大
生小吉 一正月四日 治養千相
手真善



ウラ面

ウラ面文字

オモテ面文字

オモテ面



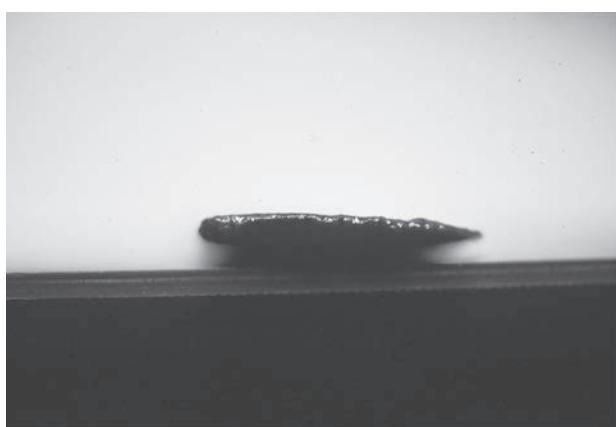
16 - B



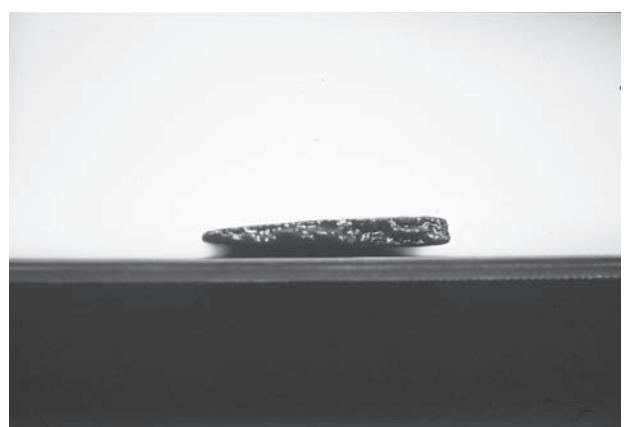
16 - A



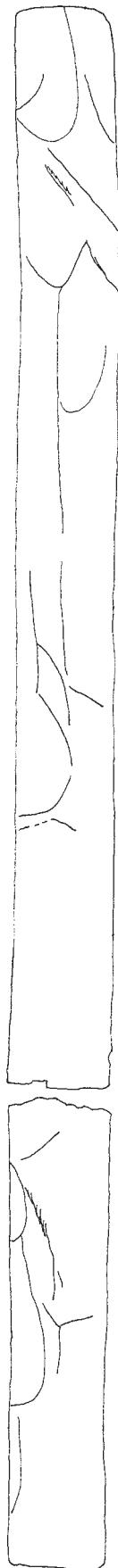
16 - C



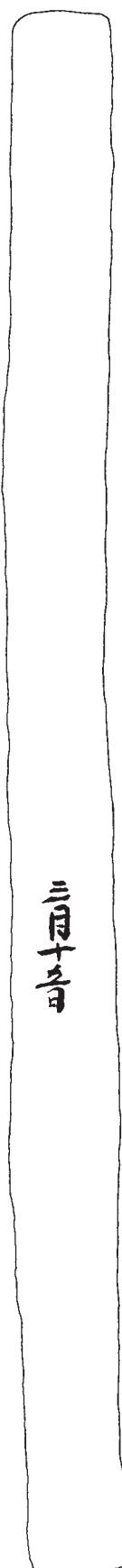
16 - E



16 - D



ウラ面



ウラ面文字



オモテ面文字



オモテ面

オモテ面（二三一-A）、ウラ面（二三一-B）ともに、カットグラス状の加工痕が見られる。断面は第二三号木簡ほどのないが、凸レンズ形になつており（二三一-C）、再利用のためにオモテ面・ウラ面の文字を削つたために、両側面に近い部分がより多く削り取られた結果とみてよいだろ。上端部分からも、同様の形状が観察できる（二三一-D）。再利用された木簡として「上野国進」という文言が記されたとみられる。

この木簡は、従来、上野国からの何らかの物品を進上した際の木簡と考えられてきた。しかし、右のような知見を踏まえると、内容の解釈に關して一考の余地があると思われる。表面観察からは、表面の文字を削り取つて再利用された木簡である可能性が高い。上野国から遠距離を運ばれて提出された木簡であれば、その目的のために第一次的に作成される可能性が高いだろう。この木簡の加工痕はそうではなく、一度以上使用したものを見出されたとみなしてよい。その場合、再利用して遠方から運ばれたと考へるよりも、同じ官司内で不要になつたものを再利用した可能性のほうが高いとみるべきであろう。すなわち、秋田城内で再利用された木簡の可能性が高いとみてよいであろう。

このように考へれば、木簡に記された文言は、上野国において記されたのではなく、秋田城において不要になつた木簡を使って再利用して書かれたと考へられる。そうすると、従来は漠然と、上野国で記された木簡が運ばれて秋田城に提出され廃棄されたと考えられてきたように思われるが、実際には、この木簡は秋田城で書かれたものとみることができることになる。つまり、秋田城に駐留している上野国の関係者が秋田城内のどこかで書き記したものと考えられる。

以上のような知見からすると、宿直を担当する兵士を報告する木簡は、毎日再利用されながら使われていた可能性が見出されよう。

宿直者の報告のような業務は、毎日行われる作業であり、新たに新品の木簡を作成して記すよりは、不要品を転用するほうが効率的だつただろ。木簡の文字を削り取つて再利用する場合には、木簡表面をいくつかに分けて削り取つていくことになるが、削り取る際の深さは、作業のあり方を想定していくことになると、右側面や左側面に近い部分が深く削られることになつていくと考へられる。その結果として、木簡の断面は、片方の側面の側が集中して削られれば、くさび形を呈することになり、両側面の側が均等に近く削られれば、レンズ形を呈するようになる。

官司内部の情報伝達には、再利用ないし転用による木簡が多い可能性がある。また、こうしたカットグラス状ケズリの痕跡を持ち、断面が凸レンズ形やくさび形の木簡が、再利用品・転用品として考へられるならば、第二三号木簡のように、一見外部機関からの文書であるかのように考へる文言があつたとしても、内部において記されたと見て、外部からやつてきた者が内部で記した可能性を見出していくかなければならないだろう。

本稿では典型的な四例のみを取り上げたが、他の木簡についても、詳細に観察して内容理解につなげていかなければならぬ部分がある。本稿で示した表面観察による再利用・転用に関する知見は、今後の木簡研究の一つの指向性として、秋田城跡出土木簡に限らず、全国の多くの木簡に応用できるものと考えている。なお、今後のためにご批正をたまわれば幸いである。

見られない。おそらく、オモテ面上端部分は、何らかの理由で部分的に文字を削り取つて書き直したのであろう。それ以外に面上を削り取つた痕跡はない。

(3) 第二二号木簡
「上総國部領解 申宿直 ×
合五人 火 ×
(109) × 40 × 4
积文および法量は次の通りである。

こうした知見からすると、第一六号木簡が再利用・転用のための加工を表面全体に施していたとみられるのに対し、第一七号木簡は新品として作成された木簡が（オモテ面上端部分のみ文書としての作成の際に訂正のための削り込みが施されたようだが）、第一次利用のみでそのまま不要となり、再利用されずに廃棄されたとみられる。

このことは、木簡の記載内容とも関係すると考えられる。第一七号木簡や、次に述べる第二三号木簡は、「火長」が率いていて、列挙された人名は兵士とみられる。これに対して、第一七号木簡では冒頭に「火頭」と記されており、火頭に率いられる人びとであることがわかる。「火頭」が配置されるのは仕丁や匠丁などの場合であり、こうした丁一〇名について、火頭が別に一名加わって、合計一一名が一集団を構成する（賦役令26役丁匠条）。兵士が一〇人で一火の単位を構成し、その中に火長が含まれていることと、人数構成の点で異なっている。第一七号木簡に列挙された人名も、火頭以下一一名を数えることができ、そうであり、この木簡は兵士の宿直報告とは異なる目的で作成されたものと考えることができる。毎日、木簡を再利用して繰り返し作られる宿直担当兵士の報告書ではなく、一回きりの目的として作成された丁のリストとしての木簡であり、形態の違いが内容の違いと関係しているのであろう。

(4) 第二三号木簡
积文および法量は次の通りである。
「上野国進 ×
(75) × 31 × 35
(109) × 40 × 4
面構成となつており、再利用による加工が施されていると考えられる。断面は中央が厚くなり、左右の側面に近づくにつれて薄くなつていく凸レンズ形である（二二一—C）。左右ともバランス良く削つていった結果、中央部が厚く、側面に近い部分が左右両方とも薄くなつてしまつたとみることができる。

）」のような状況からすると、第二二号木簡は、何度も削つて再利用した結果としての形態を残しているものとみてよいだろう。おそらく、秋田城内で不要になつた木簡を手に入れて、表面の文字を削り取つて、宿直者の報告を書き記して提出するという営みが、毎日繰り返されていたと思われる。上総国からやってきた兵士を率いる部領が、その日の宿直担当者を毎日報告しており、こうした毎日頻繁に行う業務では、木簡の再利用が積極的に行われていたのではないだろうか。

① 第一六号木簡

この木簡は、オモテ面に火長以下一〇名の個人名を列挙し、ウラ面に月日を記している。第五四次調査で出土した木簡群の中には、火長が代表となつて個人名を挙げる木簡が他にもいくつもあり、その中に宿直者を報告したものとみられる例がある（第二二号・第一〇四号・第一〇五号など）。第一六号木簡もそれらと同様の宿直者の報告と考えることができる。釈文および法量は次の通りである。

・「火長他田マ糧麻呂 物マ子宅主 大伴マ真秋山 〃
矢田マ子酒麻呂 神人マ福麻呂
長門マ□麻呂 大伴マ真古麻呂 尾治マ子徳□麻呂
三村マ子舊人 小長谷マ犬麻呂」

三月十五日

282×28×5

オモテ面は、上端側から下端方向へ何度も表面を削り混んだ結果、カットグラス状の削り痕で覆われている（写真一六一A）。カットグラス状の单面の下端が、複数箇所でさざくれた形状になつており（一六一B）、上端側から下端側へ削って、削り屑をはぎ取るようにして分離させた際の痕跡であろう。またウラ面も同様にカットグラス状の面構成となつているが、削られた方向はオモテ面ほど明瞭ではない（一六一C）。いずれにしても、オモテ面・ウラ面とともに、カットグラス状の削りが施されており、再利用品ないし転用品とみることができる。

なお、観察時には、下端寄りの箇所で折れて二断片となつていたため、

この断面を観察した。オモテ面の右側面側がより厚く、左側面側が薄くなつていて、断面はくさび形を呈しており（一六一D）、上端部でも同様の形状になつていている（一六一E）。再利用・転用に際して、カットグラス状ケズリを施す際に、片側に偏つてケズリが進行してしまつた結果であろう。

② 第一七号木簡

釈文および法量は次の通りである。

・「火頭公子真酒麻呂 合 丈部廣山 三村部子數
火頭公子真酒麻呂 合 公子足 日陽マ青楊
小長谷マ大町 公子福善 生マ家成 一鬼甘犬甘
生マ手子麻呂 三村マ真敷 以正月四日 〔郷カ〕長千相」

三月十五日

505×33×7

この木簡は、第一六号木簡と同じように人名を列挙したものであるが、表面の加工は、第一六号木簡とはずいぶん異なつていて、オモテ面（一七一A、一七一B）、ウラ面（一七一C）ともに、平行線に加工痕が残つており、刃物を直線的に進めたハギトリ状の痕跡とみることができる。このハギトリ状の加工痕は、木簡を第一次的に成形する際に使われる面調整の技法の結果とみられ、第一七号木簡は何度も再利用されてはいなないと考えることができる。

木簡の厚さに関しては、オモテ面上端側に多少削りこんだ痕跡が見られるものの、全体はほぼ均一な厚さであり（一七一D）、再利用のために不規則に文字を削り取つたような表面加工はオモテ面上端部以外には

秋田城跡第五四次調査出土木簡の表面観察

学習院大学文学部 鐘江 宏之

一九八九年から一九九〇年にかけて行われた第五四次調査では、外郭東門の南西側で大規模な土取穴が検出され、そこに廃棄された多量の遺物の中から二九六点の木簡が出土した。これらの木簡は、『秋田城出土文字資料集Ⅱ』（秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ、秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、一九九二年）において報告され、またその後の再調査によって釈文も一部が訂正されている（小松正夫「秋田・秋田城跡（第一・八・一二号）」『木簡研究』二九「釈文の訂正と追加（一〇）」、二〇〇七年）。

筆者は、こうした釈文の再調査と平行して、木簡面の詳細な観察に取り組んでみた。木簡の製作技法については、山中章氏によつて基礎的な研究がまとめられており（山中章「考古資料としての古代木簡」『木簡研究』一四、一九九二年、のち山中『日本古代都城の研究』柏書房、一九九七年）、木簡平面の成形と調整に関する観察すべき技法として、

- ・カットグラス状ケズリ
- ・ハギトリ状ケズリ

の二つが指摘されている。山中氏は、カットグラス状ケズリによつて、削り屑が生み出されることから、カットグラス状ケズリが面に施される場合には、再利用された木簡である可能性を考慮すべきことを指摘している。また、ハギトリ状ケズリが、木簡の第一次成形に多用される方法であることにも言及している。

しかし、木簡の再利用のための加工については、観察によつて得られた知見から導き出された研究は、これまであまりまとめたものはない。山中氏も「第一次成形時のケズリのみの木簡とカットグラス・ハギトリ状両法により一次的に再利用された木簡とでは、厚さの寸法分布に違いが予想できるが、現状では比較するに足る資料が少ない」と述べるにとどまり、再利用の加工の事例については深く言及されなかつた。

筆者が第五四次調査出土の木簡を詳細に観察したところでは、その中に、木簡の再利用を考える上で興味深い事例が含まれている。こうした木簡の加工痕を観察することによつて、再利用の痕跡など、さらに多くの情報がもたらされる可能性のあることがわかり、さらにそこから得られる知見が、木簡の記載内容の理解に関わる場合もある。そこで、ここに、注目される数点の木簡にしづつ、表面観察の結果をまとめ、こうした表面観察の意義を示す機会とさせていただくことにしたい。

表面観察の方法としては、保存処理がなされる前の状態の木簡の各面について、表面を水で濡らしながら斜め上方から観察し、面上の稜線を確認して加工痕を検出する方法をとつた。また折損のあるものについては、切断面側から観察して断面の輪郭を検討し、表面の加工にともなう削られ方を観察することにした。以下、四点の木簡について、その結果をまとめて記すことにする。なお、本稿における表記の都合上、木簡面のうち、おもて側をオモテ面、うら側をウラ面と呼ぶことにし、面上の部分を指す場合に表面（ひょうめん）と表記することにしたい。表面観察図および観察の際の記録写真については、本稿の末尾にまとめて提示する。